

令和5年第4回（9月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

| 議案番号 | 件 名 | 頁 |
|---------|--|----|
| 議案第 1 号 | 袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |
| 議案第 2 号 | 袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 7 |
| 議案第 3 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 5 号） | 別冊 |
| 議案第 4 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 議案第 5 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 議案第 6 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 議案第 7 号 | 令和 5 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 議案第 8 号 | 農業委員会委員の任命について | 9 |
| 認定第 1 号 | 令和 4 年度袖ヶ浦市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について | 別冊 |
| 認定第 2 号 | 令和 4 年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算の認定について | 別冊 |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦について | 10 |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦について | 11 |
| 報告第 1 号 | 令和 4 年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について | 12 |
| 報告第 2 号 | 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について | 14 |
| 報告第 3 号 | 専決処分の報告について | 16 |
| 報告第 4 号 | 専決処分の報告について | 18 |
| 報告第 5 号 | 専決処分の報告について | 20 |

議案第 1 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法
律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 5 8 号）により、就学前の子ども
に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法
律第 7 7 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理す
るため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

議案第 2 号

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）が公布されたことに伴い、関係条文の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条第1項及び第7条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第8条第2項第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第3号中「第14条」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議案第 8 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

| 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 |
|--------------------|-----|---------|
| たかはし ひろゆき 高橋 広幸 | | |

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員小倉哲也氏が令和 4 年 5 月 9 日をもって辞任したため、新たに高橋広幸氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
記

| 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 |
|-------------------|-----|---------|
| いのうえ ひさこ 井上 久子 | | |

提案理由

人権擁護委員井上久子氏が令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

| 氏 名 | 住 所 | 生 年 月 日 |
|-------------------|-----|---------|
| すずき ゆりこ 鈴木 百合子 | | |

提案理由

人権擁護委員鈴木百合子氏が令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

報告第1号

令和4年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告について

令和4年度で、宅地耐震化推進事業及び蔵波小学校校舎増築事業の継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、これを報告する。

令和5年9月1日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

令和4年度袖ヶ浦市一般会計継続費精算報告書

| 款 | 項 | 事業名 | 年度 | 全 体 計 画 | | | | | 実 績 | | | | | 比 較 | | | | |
|-----|----|-----------------|----|------------|-------------|-----|-----|------------|-------------|-----------|-----|----------------|-------------|-------------|-----------|------|--|-------------|
| | | | | 年 割 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 支出済額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 年 割 額 と 支出済額の差 | 左 の 財 源 内 訳 | | | 一般財源 | | |
| | | | | | 特 定 財 源 | | | | 特 定 財 源 | | | | 特 定 財 源 | | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | |
| 8. | 5. | 市 宅地耐震化推進事業 | 3 | 4,037,000 | 2,018,000 | | | 2,019,000 | 2,050,000 | 1,025,000 | | | 1,025,000 | 1,987,000 | 993,000 | | | 994,000 |
| | | | 4 | | | | | | 1,987,000 | 993,000 | | | 994,000 | △ 1,987,000 | △ 993,000 | | | △ 994,000 |
| | | | 計 | 4,037,000 | 2,018,000 | | | 2,019,000 | 4,037,000 | 2,018,000 | | | 2,019,000 | 0 | | | | |
| 10. | 2. | 小学校 蔵波小学校校舎増築事業 | 3 | 6,600,000 | | | | 6,600,000 | 0 | | | | 0 | 6,600,000 | | | | 6,600,000 |
| | | | 4 | 19,611,000 | | | | 19,611,000 | 25,936,900 | | | 25,936,900 | △ 6,325,900 | | | | | △ 6,325,900 |
| | | | 計 | 26,211,000 | | | | 26,211,000 | 25,936,900 | | | 25,936,900 | 274,100 | | | | | 274,100 |

報告第2号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月1日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率 (単位：%)

| 財 政 指 標 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------|---------|---------|
| 実質赤字比率 | — | 12.69 |
| 連結実質赤字比率 | — | 17.69 |
| 実質公債費比率 | 3.3 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 7.5 | 350.0 |

「—」は、健全化判断比率が0以下の場合を示す。

2 資金不足比率 (単位：%)

| 会 計 区 分 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------|--------|---------|
| 下水道事業会計 | — | 20.0 |

「—」は、資金不足比率が0以下の場合を示す。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第7号

木更津市潮見2丁目8番地で発生した公用車による車両物損事故に係る
和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生年月日 令和5年4月4日
- 2 事故発生場所 木更津市潮見2丁目8番地
- 3 事故の相手方 法人
- 4 市の損害賠償額 144,000円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和5年4月4日午前11時5分ごろ、木更津市潮見2丁目8番地、かずさ水道広域連合企業団敷地内の駐車場において、公用車にて訪問した際、車両を後退させていたところ、後方に駐車していた相手方車両に衝突し、当該車両に損傷を与えた。
この事故については、市側に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和5年6月28日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第8号

袖ヶ浦市大鳥居456番地先（市道横田大鳥居線）で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生年月日 令和4年8月16日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市大鳥居456番地先（市道横田大鳥居線）
- 3 事故の相手方 個人
- 4 市の損害賠償額 20,784円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和4年8月16日午前10時30分頃、袖ヶ浦市大鳥居456番地先（市道横田大鳥居線）において、相手方車両が当該箇所を通過する際、道路に張出していた枝により、車両の左側面に損傷を与えた。
この事故については、双方に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び個人は、このほかの請求権を放棄する。

令和5年7月18日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第9号

電話料の支払遅延による損害賠償の額の決定について

- 1 損害賠償の相手方 法人
- 2 市の損害賠償額 8円
- 3 賠償の理由 令和5年6月15日付けで損害賠償の相手方から請求があった平川公民館富岡分館の電話料の支払に当たり、6月30日の支払期限を経過し、7月19日に支払ったことにより生じた損害について、損害賠償額（延滞利息）を支払うものである。

令和5年8月15日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩